

## 【別紙資料 17】

### 取り壊し工事におけるアスベスト粉じん濃度測定要領について

1. この要領は、公営住宅課が実施する取り壊し工事に適用する。

但し、取り壊し工事において吹き付けアスベスト除去工事がある場合は本要領によらず別途指定する。

2. 測定場所は、敷地境界の4方向各1点とし、測定時期は原則として取り壊し作業前及び取り壊し作業中の2回とする。(取り壊し作業中：取り壊し建物本体の解体着手時)

3. アスベスト粉じん濃度測定は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年度版」(以下「標準仕様書」という。) 9章 環境配慮改修工事・1節 アスベスト含有建材の除去工事・(e) アスベスト粉じん濃度測定による。

4. 取り壊し作業前及び取り壊し作業中の測定結果は速やかに監督員に報告すること。

作業中の濃度測定において、測定値が作業前の測定値を超えた場合は、作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置（散水等必要な粉じんの飛散防止措置）を講じた後、監督員の承諾を得て作業を再開することができる。

工事を再開した場合は再測定（要領3.と同じ）を実施し、速やかに監督員に報告すること。

5. アスベスト成形板の処理については、「標準仕様書」9章 環境配慮改修工事・9.1.5 アスベスト含有成形板の除去によるものとし、撤去時のアスベスト粉じん濃度測定（要領3.と同じ）は監督員と協議の上、必要に応じて実施する。